### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                              |  |
|-----------|----|----|-----------------------------------|--|
| 耐震性       | 1  | -2 | 耐震診断未実施(1981年以前に建設された施設で、耐震診断未実施) |  |
| 老朽化(外構)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)              |  |
| 老朽化(外壁)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)              |  |
| 老朽化(屋上)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)              |  |
| 老朽化(ベランダ) | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)              |  |
| 老朽化(内部)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)            |  |
| 残存耐用年数    | 1  | -2 | 残存耐用年数 5年未満                       |  |
|           | 合計 | 3  |                                   |  |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 低  | 設置が法律により義務付けられていない施設      |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

### (3)代替可能性に関する評価

| THE PROPERTY OF THE PROPERTY O |    |                             |
|--|----|-----------------------------|
| 評価項目   | 評価 | 評価基準                        |
| 民間移管の可能性   | 高  | 当該施設を民間事業者に移管することができない      |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性   | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性   | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | 検討】     |         | <b>「は現状維持】</b><br>を行いながら現状維持 |
|--------------------------------------|---------|---------|------------------------------|
|                                      | 改善・見直し  | 現状維持    |                              |
|                                      | 廃止      | 改善・見直し  |                              |
| 【抜本的な見                               | 直し】     | 【複合化、   | 統廃合化の検討】                     |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し | ・複合化 ・統 | 廃合化 ・売却                      |
| 低                                    | 建物      | 性能      | 高                            |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

火葬炉の大規模改修をはじめ、屋上防水修理 や多目的トイレの改修等を実施することで、当 面10年程度の施設の延命化が図られたと見込 んでいる。

しかし、築後54年を経過して経年劣化が進んで おり、延命化後は施設の更新が必要である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 — 高     |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ———● 高  |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 — 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |

### 評価結果の分析

火葬場は、市民生活にとって必要不可欠な施設であり、市民ニーズや高齢社会を見据えた施設整備が必要となっている。 また、広域連携を視野に入れた火葬場建設については、山陽小野田市単独の斎場が建設され

たことにより困難となっている。 さらに、民間施設については、大都市しか設置

がないため、代替可能性も低いと考えれらる。

施設名称 環境保全センター(車輌整備工場)

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                              |  |
|-----------|----|----|-----------------------------------|--|
| 耐震性       | 1  | -2 | 耐震診断未実施(1981年以前に建設された施設で、耐震診断未実施) |  |
| 老朽化(外構)   | -  | -  | 評価対象外                             |  |
| 老朽化(外壁)   | 1  | -2 | 点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)              |  |
| 老朽化(屋上)   | -  | -  | 評価対象外                             |  |
| 老朽化(ベランダ) | -  | -  | 評価対象外                             |  |
| 老朽化(内部)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)            |  |
| 残存耐用年数    | 1  | -2 | 残存耐用年数 5年未満                       |  |
|           | 合計 | -5 |                                   |  |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 低  | 設置が法律により義務付けられていない施設      |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

(3)代替可能性に関する評価

| 評価項目             | 評価 | 評価基準                        |
|------------------|----|-----------------------------|
| 民間移管の可能性         | 高  | 当該施設を民間事業者に移管することができる       |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 高  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 |          |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------|----------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                       |          |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                     |          |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、                      | 統廃合化の検討】 |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し     | •複合化 •統                    | 廃合化 ・売却  |
| 低                                    | 建物          | 性能                         | 高        |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

-5

建物は老朽が進んでいるが、整備工場としては 支障はなく、小規模な修繕・保守点検を実施す ることで継続使用が可能である。(現状維持)

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 — 高     |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ———● 高  |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 -● 高    |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 -● 高    |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ———● 高  |

### 評価結果の分析

市直営のごみ収集車を多数所有しており、整備 工場での、毎日の点検整備は必須で、また、故 障の際の応急処置や小さな修理は民間への修 理依頼では時間及びコストの面から不利である ため現状維持が妥当である。今後、直営のごみ 収集の民間委託が進めば、民間移管を考える 必要がある。

施設名称 環境保全センター(ストックヤード)

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                                   |
|-----------|----|----|--|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震改修不要(1981年以前に建設された施設で、耐震診断の結果耐震改修不要) |
| 老朽化(外構)   | -  | -  | 評価対象外                                  |
| 老朽化(外壁)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)                 |
| 老朽化(屋上)   | -  | -  | 評価対象外                                  |
| 老朽化(ベランダ) | -  | -  | 評価対象外                                  |
| 老朽化(内部)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)                 |
| 残存耐用年数    | 1  | -2 | 残存耐用年数 5年未満                            |
|           | 合計 | 2  |  |

### 【定性評価】

(2)政策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 低  | 設置が法律により義務付けられていない施設      |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

(3)代替可能性に関する評価

| 評価項目             | 評価                        | 評価基準                        |
|------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 民間移管の可能性         | 性 高 当該施設を民間事業者に移管することができる |                             |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低                         | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低                         | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 佢                         | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】<br>・小規模修繕を行いながら現状維持 |          |
|--------------------------------------|-------------|-------------------------------|----------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                          |          |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                        |          |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、                         | 統廃合化の検討】 |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し     | •複合化 •統                       | 廃合化 ・売却  |
| 低                                    | 建物          | 性能                            | →高       |

### 評価結果の分析

2

建物性能(ハード)に関する評価 建屋は老朽化が進み、小規模修繕を行いなが

ら使用している。 るなお、圧縮梱包機等のごみ処理機械は経年劣化が見られるためね定期的な保守点検整備を実施することで継続使用が可能である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 — 高     |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ———● 高  |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 — 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ———● 高  |

### 評価結果の分析

「容器包装リサイクル法」による、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保に基づきPETボトルの圧縮梱包施設を設置し、安定的な維持管理のため運転管理は委託している。なお圧縮梱包機能等を保有する民間施設に委託することは可能であるが、コスト比較から現行が有利である。

施設名称し尿処理施設

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |  |
|-----------|----|----|-------------------------|--|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1982年以降に建設された施設) |  |
| 老朽化(外構)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |  |
| 老朽化(外壁)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)  |  |
| 老朽化(屋上)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)  |  |
| 老朽化(ベランダ) | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |  |
| 老朽化(内部)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)  |  |
| 残存耐用年数    | 1  | -2 | 残存耐用年数 5年未満             |  |
|           | 合計 | -1 |                         |  |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目      | 評価項目 評価 評価 評価基準 |                           |  |
|-----------|-----------------|---------------------------|--|
| 設置目的の有効性高 |                 | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |  |
| 法の設置義務    | 高               | 設置が法律により義務付けられている施設       |  |
| 行政関与の必要性  | 岩               | 行政関与の必要性が高い施設             |  |
| 施策上の必要性高  |                 | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |  |

### (3)代替可能性に関する評価

| 111111111111111111111111111111111111111 |    |                             |  |  |
|---|----|-----------------------------|--|--|
| 評価項目                                    | 評価 | 評価基準                        |  |  |
| 民間移管の可能性                                | 低  | 当該施設を民間事業者に移管することができない      |  |  |
| 地域住民の自主的管理の可能性                          | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |  |  |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |  |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 |         |  |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------|---------|--|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                       |         |  |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                     |         |  |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、統廃合化の検討】              |         |  |
| ・廃止を視野に入れた会解体                        | 抜本的な見直し     | •複合化 •統                    | 廃合化 ・売却 |  |
| 低                                    | 建物          | 性能                         | 高       |  |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

本施設は、新耐震基準で建てられているが、場所が海岸の側であり、潮風にさらされ、稼働から34年が経過し、経年劣化が進行している。特に外壁及び主柱内の鉄筋腐食によるクラック、雨 所を及び生代的の歌別商及によるアクラン、附 漏り等が多く見受けられ、修繕が頻繁に発生し ている。また、施設改修工事に要する工事に は、多額な予算が必要となるが、補助メニューも 見当たらない状況にある。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 ———● 高  |
| 行政関与の必要性         | 低 ───── 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 — 高     |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 — 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ———— 高  |

### 評価結果の分析

本施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて建設された一般廃棄物処理施設である。また、一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、施設の必要性は高いと考えられる。なお、安定的な運転管理のため 委託している。

施設名称 ごみ処理施設

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |  |
|-----------|----|----|-------------------------|--|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1981年以降に建設された施設) |  |
| 老朽化(外構)   | 2  | -1 | 点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)    |  |
| 老朽化(外壁)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |  |
| 老朽化(屋上)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |  |
| 老朽化(ベランダ) | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |  |
| 老朽化(内部)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)  |  |
| 残存耐用年数    | 3  | 1  | 残存耐用年数 10年以上 30年未満      |  |
|           | 合計 | 6  |                         |  |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価                          | 評価基準                  |  |
|----------|-----------------------------|-----------------------|--|
| 設置目的の有効性 | 高 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |                       |  |
| 法の設置義務   | 高                           | 設置が法律により義務付けられている施設   |  |
| 行政関与の必要性 | 高                           | 行政関与の必要性が高い施設         |  |
| 施策上の必要性  | 高                           | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設 |  |

### (3)代替可能性に関する評価

|        | V                  |    |                             |  |
|--------|--------------------|----|-----------------------------|--|
| 評価項目評価 |                    | 評価 | 評価基準                        |  |
|        | 民間移管の可能性 低         |    | 当該施設を民間事業者に移管することができない      |  |
|        | 地域住民の自主的管理の可能性 低   |    | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |  |
|        | 近隣公共施設への機能移転の可能性 低 |    | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |
|        | 近隣民間施設への機能移転の可能性   | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 |         |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------|---------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                       |         |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                     |         |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、統廃合化の検討】              |         |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し     | ・複合化 ・統                    | 廃合化 ・売却 |
| 低                                    | 建物          | 性能                         | 高       |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

6

現在、稼働中のじんかい焼却場は新耐震基準で建設され、17年が経過し、経年劣化は見受けられるが、小規模な補修で現状維持が可能である

また、流動床ガス化溶融炉の耐用年数は約20 年と考えられており、既に17年が経過している ため、各種機械設備類の老朽化が進行し、施設 保全計画に基づき整備が必要である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |  |  |  |
|------------------|-----------|--|--|--|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |  |  |  |
| 法の設置義務           | 低 ———● 高  |  |  |  |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |  |  |  |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |  |  |  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |  |  |  |
| 民間移管の可能性         | 低 ● 高     |  |  |  |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 ● 高     |  |  |  |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 ● 高     |  |  |  |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ● 高     |  |  |  |

### 評価結果の分析

本施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて建設された一般廃棄物施設である。また、一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、施設の必要性は高いと考えられる。

なお、安定的な維持管理のため、運転管理は市 職員だけでなく、一部は委託している。

施設名称
リサイクルプラザ

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |
|-----------|----|----|-------------------------|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1982年以降に建設された施設) |
| 老朽化(外構)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |
| 老朽化(外壁)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |
| 老朽化(屋上)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)  |
| 老朽化(ベランダ) | -  | -  | 評価対象外                   |
| 老朽化(内部)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |
| 残存耐用年数    | 3  | 1  | 残存耐用年数 10年以上 30年未満      |
|           | 合計 | 5  |                         |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 低  | 設置が法律により義務付けられていない施設      |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

### (3)代替可能性に関する評価

| THE PROPERTY OF THE PROPERTY O |    |                             |
|--|----|-----------------------------|
| 評価項目   | 評価 | 評価基準                        |
| 民間移管の可能性   | 高  | 当該施設を民間事業者に移管することができる       |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性   | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性   | 高  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 |         | <b>面は現状維持】</b><br>を行いながら現状維持 |
|--------------------------------------|-------------|---------|------------------------------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持    |                              |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し  |                              |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、   | 統廃合化の検討】                     |
| ・廃止を視野に入れた・解体                        | 抜本的な見直し     | •複合化 •統 | 廃合化 ·売却                      |
| 低                                    | 建物          | 件 能     | 高                            |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

5

本施設は、新耐震基準で建築され、25年が経過し、経年劣化が見受けられるが、小規模な補修で現状維持が可能である。また、大型ごみ処理設備は金属刃等の摩耗が激しいが、年次的な計画に基づき維持補修を行うことで継続使用が可能である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 — 高     |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ———● 高  |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 ● 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ———● 高  |

### 評価結果の分析

本施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて建設された一般廃棄物処理施設である。また、民間施設への委託の可能性もあるが、一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、施設の必要性は高いと考えられる。なお、安定的な運転管理のため委託している。

施設名称 容器包装ごみ処理施設

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |
|-----------|----|----|-------------------------|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1982年以降に建設された施設) |
| 老朽化(外構)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |
| 老朽化(外壁)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |
| 老朽化(屋上)   | -  | -  | 評価対象外                   |
| 老朽化(ベランダ) | -  | _  | 評価対象外                   |
| 老朽化(内部)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |
| 残存耐用年数    | 3  | 1  | 残存耐用年数 10年以上 30年未満      |
|           | 合計 | 6  |                         |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 低  | 設置が法律により義務付けられていない施設      |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

### (3)代替可能性に関する評価

| 評価項目             | 評価 | 評価基準                        |
|------------------|----|-----------------------------|
| 民間移管の可能性         | 高  | 当該施設を民間事業者に移管することができる       |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 高  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができる  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 |         | <b>面は現状維持】</b><br>を行いながら現状維持 |
|--------------------------------------|-------------|---------|------------------------------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持    |                              |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し  |                              |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、   | 統廃合化の検討】                     |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し     | ・複合化 ・統 | 廃合化 ・売却                      |
| 低                                    | 建物          | 性能      | 高                            |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

6

本施設は、新耐震基準で建築され、19年が経過しているが、小規模修繕を行いながら現状維持が可能である。また、圧縮梱包機等のごみ処理機械は経年劣化が見られるため定期的な保守点検整備を実施することで継続使用が可能である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 ———— 高  |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ———● 高  |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 -● 高    |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ———● 高  |

### 評価結果の分析

本施設は、「容器包装リサイクル法」による、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保に基づき、紙製容器包装・プラスチック製容器包装の圧縮梱包施設を設置している。また、安定的な維持管理のため、運転管理は委託している。なお、圧縮梱包機等を保有する民間施設に委託することは可能であるが、コスト比較から行政で行う方が有利である。

施設名称 楠清掃センター

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |
|-----------|----|----|-------------------------|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1982年以降に建設された施設) |
| 老朽化(外構)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)  |
| 老朽化(外壁)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)  |
| 老朽化(屋上)   | 1  | -2 | 点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)    |
| 老朽化(ベランダ) | _  | -  | 評価対象外                   |
| 老朽化(内部)   | -  | -  | 評価対象外                   |
| 残存耐用年数    | 4  | 2  | 残存耐用年数 30年以上            |
|           | 合計 | 2  |                         |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                       |
|----------|----|----------------------------|
| 設置目的の有効性 | 低  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致していない施設 |
| 法の設置義務   | 高  | 設置が法律により義務付けられている施設        |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設              |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設      |

(3)代替可能性に関する評価

| 111111111111111111111111111111111111111 |    |                             |
|---|----|-----------------------------|
| 評価項目                                    | 評価 | 評価基準                        |
| 民間移管の可能性                                | 低  | 当該施設を民間事業者に移管することができない      |
| 地域住民の自主的管理の可能性                          | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】<br>・小規模修繕を行いながら現状維持 |          |
|--------------------------------------|-------------|-------------------------------|----------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                          |          |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                        |          |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、                         | 統廃合化の検討】 |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し     | ・複合化 ・統                       | 廃合化 ·売却  |
| 低                                    | 建物          | 性能                            | 高        |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

2

本施設の中継施設は、新耐震基準で建築され、 17年が経過し、建物の劣化も見られるが、小規 模な補修で現状維持が可能である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ● 高     |
| 法の設置義務           | 低 ———● 高  |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ● 高     |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 — 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 ● 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |

### 評価結果の分析

本施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて建設された一般廃棄物施設である。また、一般廃棄物の処理は地方自治体に課せられた責務であり、建設当時はごみ焼却場として稼働し、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、基準値が遵守できないため廃止。山陽小野田市へ搬入するため積替保管の中継施設として改築。その後、本市との合併により、楠地域での不燃・資源ごみの中継施設及び災害時の災害廃棄物の仮置場としている。

施設名称 保健センター

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                              |
|-----------|----|----|-----------------------------------|
| 耐震性       | 1  | -2 | 耐震診断未実施(1981年以前に建設された施設で、耐震診断未実施) |
| 老朽化(外構)   | 1  | -2 | 点検結果 修繕の必要性あり(80点以上)              |
| 老朽化(外壁)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)            |
| 老朽化(屋上)   | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)            |
| 老朽化(ベランダ) | 3  | 1  | 点検結果 経過観察(60点以上 70点未満)            |
| 老朽化(内部)   | 2  | -1 | 点検結果 経過観察(70点以上 80点未満)            |
| 残存耐用年数    | 3  | 1  | 残存耐用年数 10年以上 30年未満                |
|           | 合計 | -1 |                                   |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 低  | 設置が法律により義務付けられていない施設      |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

### (3)代替可能性に関する評価

| 評価項目             | 評価 | 評価基準                        |
|------------------|----|-----------------------------|
| 民間移管の可能性         | 低  | 当該施設を民間事業者に移管することができない      |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 |          |  |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------|----------|--|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                       |          |  |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                     |          |  |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、                      | 統廃合化の検討】 |  |
| ・廃止を視野に入れた・解体                        | 抜本的な見直し     | •複合化 •統                    | 廃合化 ・売却  |  |
| 低                                    | 建物          | 性能                         | →高       |  |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

当該施設は、建築後39年が経過しているが、耐 国設地設は、建業後39年が経過しているが、剛震診断の実施はされていない。加えて、近年、エアコン・トイレの水回りなどの修繕が頻繁に行っており、外壁も目視ではあるが、相当の老朽化が進行している。維持するためには、大規模な修繕が必要と思われる。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 — 高     |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 — 高     |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 — 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ———— 高  |

### 評価結果の分析

当該施設は、健康相談、保健指導、栄養指導及び健康診査等地域保健に関する事業、疾病の予防に関する事業など、様々な健康施策等を実施する中核施設であり、市民の健康の保持及び増進を図ることを目的としている。 健康づくりの中核拠点として機能は必要である。

施設名称 休日·夜間救急診療所

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |
|-----------|----|----|-------------------------|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1982年以降に建設された施設) |
| 老朽化(外構)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(外壁)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(屋上)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(ベランダ) | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(内部)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 残存耐用年数    | 2  | -1 | 残存耐用年数 5年以上 10年未満       |
|           | 合計 | 11 |                         |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 低  | 設置が法律により義務付けられていない施設      |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

### (3)代替可能性に関する評価

| THE PROPERTY OF THE PROPERTY O |    |                             |
|--|----|-----------------------------|
| 評価項目   | 評価 | 評価基準                        |
| 民間移管の可能性   | 高  | 当該施設を民間事業者に移管することができる       |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性   | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性   | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 |          |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------|----------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                       |          |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                     |          |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、                      | 統廃合化の検討】 |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し     | •複合化 •統                    | 廃合化 ·売却  |
| 低                                    | 建物          | 性能                         | 高        |

### 評価結果の分析

建物性能(ハード)に関する評価

11

現在のところ修繕の必要性は低いと思われるものの残存耐用年数も10年未満であることから、小修繕を行いながら現状を維持する必要がある。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ——● 高   |
| 法の設置義務           | 低 ● 高     |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ———● 高  |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 ● 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 ● 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ● 高     |

### 評価結果の分析

休日・夜間という医療供給体制が不十分なときに、急病に対する不安を抱く市民に対し、安心・安全な医療を提供しており、設置目的を有効に果たすとともに、施策の目的の達成に寄与している。

現在、宇部市が1次救急医療機関として設置 し、宇部市医師会長を運営管理者として宇部市 が運営しているが、民間移管の可能性はあるも ののその実現は極めて低いと思慮する。

施設名称
下小野地区クリーンセンター

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |
|-----------|----|----|-------------------------|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1982年以降に建設された施設) |
| 老朽化(外構)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(外壁)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(屋上)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(ベランダ) | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(内部)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 残存耐用年数    | 3  | 1  | 残存耐用年数 10年以上 30年未満      |
|           | 合計 | 13 |                         |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 高  | 設置が法律により義務付けられている施設       |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

(3)代替可能性に関する評価

| 111111111111111111111111111111111111111 |    |                             |  |
|---|----|-----------------------------|--|
| 評価項目                                    | 評価 | 評価基準                        |  |
| 民間移管の可能性                                | 低  | 当該施設を民間事業者に移管することができない      |  |
| 地域住民の自主的管理の可能性                          | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |  |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の<br>・大規模修繕<br>・更新<br>・他施設へ機能移転 | <b>検討</b> 】 | 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 |          |
|--------------------------------------|-------------|----------------------------|----------|
|                                      | 改善・見直し      | 現状維持                       |          |
|                                      | 廃止          | 改善・見直し                     |          |
| 【抜本的な見                               | 直し】         | 【複合化、                      | 統廃合化の検討】 |
| ・廃止を視野に入れた                           | 抜本的な見直し     | •複合化 •統                    | 廃合化 ・売却  |
| 低                                    | 建物          | 性能                         | 高        |

## 評価結果の分析 建物性能(ハード)に関する評価 13 平成8年度に建設され、耐震性を有しており、健全な状態である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 ———● 高  |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 — 高     |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 — 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 — 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ———— 高  |

### 評価結果の分析 当該施設は、宇部市の水源地である小野湖の 水質向上を図るため、条例により設置され、下 小野地区の排水処理を担い、水質汚濁防止法 の基準値を遵守し、浄化槽法に基づいた維持管 理を行っている。その機能の性質や地域性か ら、代替の可能性は考えられない。

施設名称 吉部排水処理場

### 1 評価項目及び評価結果

### 【定量評価】

(1)建物性能に関する評価

※令和2年4月実施の点検結果により評価しました。

| 評価項目      | 評価 | 点数 | 評価基準                    |
|-----------|----|----|-------------------------|
| 耐震性       | 4  | 2  | 耐震基準施設(1982年以降に建設された施設) |
| 老朽化(外構)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(外壁)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(屋上)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(ベランダ) | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 老朽化(内部)   | 4  | 2  | 点検結果 修繕の必要性低い(60点未満)    |
| 残存耐用年数    | 3  | 1  | 残存耐用年数 10年以上 30年未満      |
|           | 合計 | 13 |                         |

### 【定性評価】

(2)施策上等の必要性に関する評価

※上記の定量評価を踏まえ、「個別施設計画」策定時(令和2年度)の施設状況で評価しました。

| 評価項目     | 評価 | 評価基準                      |
|----------|----|---------------------------|
| 設置目的の有効性 | 高  | 施設の設置目的と現在の利用状況が、合致している施設 |
| 法の設置義務   | 高  | 設置が法律により義務付けられている施設       |
| 行政関与の必要性 | 高  | 行政関与の必要性が高い施設             |
| 施策上の必要性  | 高  | 施策の目的を達成するための必要性が高い施設     |

(3)代替可能性に関する評価

| 111111111111111111111111111111111111111 |    |                             |  |
|---|----|-----------------------------|--|
| 評価項目                                    | 評価 | 評価基準                        |  |
| 民間移管の可能性                                | 低  | 当該施設を民間事業者に移管することができない      |  |
| 地域住民の自主的管理の可能性                          | 低  | 地域住民による当該施設の自主的な管理ができない     |  |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の公共施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性                        | 低  | 近隣の民間施設へ当該施設の機能を移転することができない |  |

### 「建物性能<ハード>」 による 評価

| 【長寿命化の検討】 ・大規模修繕 ・更新 ・他施設へ機能移転 |         | 【当面は現状維持】 ・小規模修繕を行いながら現状維持 |          |
|--------------------------------|---------|----------------------------|----------|
|                                | 改善・見直し  | 現状維持                       |          |
|                                | 廃止      | 改善・見直し                     |          |
| 【抜本的な見                         | 直し】     | 【複合化、                      | 統廃合化の検討】 |
| ・廃止を視野に入れた                     | 抜本的な見直し | •複合化 •統                    | 廃合化 ・売却  |
| 低                              | 建物      | 性能                         | 高        |

# 評価結果の分析 建物性能(ハード)に関する評価 13 平成15年度に建設され、耐震性を有しており、 健全な状態である。

### 3 定性評価による分析

| 施策上等の必要性に関する評価   | 評価結果      |
|------------------|-----------|
| 設置目的の有効性         | 低 ———● 高  |
| 法の設置義務           | 低 ———● 高  |
| 行政関与の必要性         | 低 ────● 高 |
| 施策上の必要性          | 低 ———● 高  |
| 代替可能性に関する評価      | 評価結果      |
| 民間移管の可能性         | 低 ● 高     |
| 地域住民の自主的管理の可能性   | 低 ● 高     |
| 近隣公共施設への機能移転の可能性 | 低 ● 高     |
| 近隣民間施設への機能移転の可能性 | 低 ● 高     |

### 評価結果の分析 当該施設は、宇部市の水源地である小野湖の水質向上を図るため、水質汚濁防止法の規制に基づき、吉部地区の排水処理を担い、浄化槽法に基づいた維持管理を行っている。その機能の性質や地域性から、代替の可能性は考えられない。